

(3) 参議院議員通常選挙投・開票当日事務分担並びに事務処理要領

委員 長 須 山 修 次
 委員長職務代理者 中 村 碩 男
 委 員 古 賀 裕 子
 委 員 堀 内 幸 子

1 組織及び分担

係 名	分 担 事 務	担 当 者
総 指 揮	投票及び開票速報に関する事務処理を指揮する。	吉留事務局長
総 務 係 (1) (兼1)	庶務・給与・物品調達を担当し、他の係に属しない事務を処理する。	三嶋次長、(中西)
発 表 係 (2)	投票及び開票速報の公表に関する事務を処理する。	吉田主幹、林
指 導 係 (3)	市町村の投票及び開票の事務処理に関し、適宜指示を与え、又は投票の効力等に関する質疑に回答する等市町村の指導に関する事務を処理する。	岸本係長、矢吹、高橋
推定投票率 聞き取り係 (3) (兼6)	速報投票区(10投票所)から投票速報を受信(計16回)し、県下の投票率を推定する事務を処理する。	(総括)岸本係長 (集計、報告)矢吹、高橋 (受信)谷口、本間、奥村 (県端末)田貝、阿部、(高橋)
電 算 係 (8)	オンラインシステムの総括を行うとともに、投票速報及び開票速報の集計、中央選挙管理会への報告を行う。	県端末班 —田貝、阿部、 (高橋)
	投票速報及び開票速報の確認・印刷に関する電算処理を行う。	代行端末班 1班(端末1)—田中、入江 2班(端末2)—亀井室長、下田 3班(端末3)—土山、田辺
	投票速報及び開票速報の集計された情報をホームページに掲載する。	ホームページ担当 前田(八頭県土総務課)
メール送信係 (2)	投票及び開票速報のメールによる公表の事務を処理する。	村上、中西
調 整 係 (2)	全体の進捗状況を管理し、電算係への確定指示等を行うとともに、無効投票速報(ファクシミリ)の受信状況を確認し、市町村との連絡調整を行う。	国岡補佐、森元

2 各係の事務処理要領(総務係、指導係を除く)

推定投票率聞き取り係

◎推定投票率は、参議院選挙区選挙について、速報投票区の投票状況により推定するものであること。

(1) 投票状況の聞き取りを行う電話番号等

市町村	投票区名	投票所施設名	速報責任者	電話番号	発信電話番号	担当者
鳥取市	鳥取市第5投票区	鳥取市立西中学校				
米子市	米子市第4 "	米子市明道公民館				
岩美町	岩美町浦富第3 "	岩美町中央公民館				
河原町	河原町曳田 "	八上保育所				
八東町	八東町第10 "	北山公民館				
鹿野町	鹿野町第1 "	旧鹿野小学校				
大栄町	大栄町第17 "	大谷公民館				
赤碕町	赤碕町第2 "	赤碕地区公民館				
岸本町	岸本町第4 "	岸本町中央公民館				
名和町	名和町第9 "	名和町漁村センター				

(2) 導通確認

7月11日午前8時30分に予告通知を行う（県から発信を行う。）。

(3) 聞き取り時刻

7月11日の次の時刻であること。（速報投票区は、それぞれの時刻の10分前の数字を報告することになっていること）

9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、16時30分、
17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時（計16回）

(4) 受信票の記入

速報投票区からの投票速報を受信したときは、「投票速報受信票」の「投票者(4)～(6)」に記入すること。
ただし、9時の報告を受信するときは、「当日有権者(1)～(3)」についても記入すること。

(5) 不在者投票の確認等

20時の報告を受信する場合は、不在者投票が含まれていることを確認すること（それ以外は除外しているかを確認すること）。

(6) 電話の発信

速報に当たっての電話の発信は、県から行うものであること。

(7) 記者室への公表

推定投票率の公表時刻は、9時、10時、11時、11時30分、12時、13時、14時、15時、16時、
16時30分、17時、17時30分、18時、19時、19時30分、20時であること。

公表は、県政記者室Fネットによりファクシミリ送信することで行う。

(8) 中間投票状況の報告

聞き取りにより集計した推定投票率を、県端末により中央選管に報告する。

報告に当たっては、データ入力後、帳票を打ち出し、読み合わせ確認を必ず行うこと。

回示	時刻	入力期限	送信期限
第1回	10時現在	10時50分	11時00分
第2回	11時現在	11時50分	12時00分
第3回	14時現在	14時50分	15時00分
第4回	16時現在	16時50分	17時00分
第5回	18時現在	18時50分	19時00分
第6回	19時30分現在	20時20分	20時30分

(9) ホームページへの掲示（ホームページ担当）

集計の際に作成したデータを使用して、ホームページ用データを作成し、定時（16回）に更新する。

電 算 係

(1) 係員は、それぞれ次の担当とすること。

県 端 末 班	電算係の業務を総括すると共に、中央選管への定時報告を行う。	田貝、阿部、(高橋)
代行端末班	投票速報及び開票速報の集計に関する電算処理を行う。	田中、入江、亀井室長、 下田、土山、田辺

(2) 投票速報

投票速報は、選挙区選挙、比例代表選挙の順に行うこと。

(3) 開票速報 (選挙区選挙)

選挙区選挙の開票速報には、各市町村が開票を終了した後に行う確定報と、4市について開票の中間の状況を報告する中間報(4市について、21時30分から30分おきに報告されるもの)の2種類があること。

(4) 開票速報 (比例代表)

比例代表の開票速報は、各市町村が開票を終了した後に行う確定報のみである。

【代行端末班】

ア 通常処理

(ア) 市町村からの報告用メールは代行端末1が受信する。第1班は、市町村からのメールを受信したら、「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)投票(開票)速報を受信しました。」と発声する。

(イ) 受信したメールに添付されているファイルは、自動的にサーバ(G:\¥Senkyo¥Inputcsv)に保存される。県端末班から処理確認票が回付された場合、該当するファイルをフロッピーディスクに保存することとし、「〇〇市(町村)、選挙区(比例代表)投票(開票)速報を保存しました。」と呼称し、保存処理を行っていない担当が処理確認票を記入する。作成したフロッピーと処理確認票をメール送信係に回付する。

(ウ) 市町村のデータの保存作業は、次の表の振り分けのとおり行うこととする。

班 別	担 当	市 町 村 (開票区) 名
第1班 代行端末1	田中 入江	(メールの受信確認を行うため、基本的にはデータの保存作業は行わない。)
第2班 代行端末2	亀井 下田	倉吉市、境港市、国府町、岩美町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、気高町、関金町、北条町、大栄町、東伯町、淀江町、大山町、名和町、中山町、日南町、溝口町
第3班 代行端末3	土山 田辺	鳥取市、米子市、福部村、郡家町、船岡町、河原町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、日野町、江府町

(エ) 保存作業は、同一市町村のデータにおいては、①投票速報、②開票速報の順に行うこととし、既に投票速報を受信している市町村の開票速報は、他市町村の投票速報に優先して保存作業を行うこととする。

(オ) 訂正報の取り扱い

①第1班は、訂正報がある旨の調整係の発声を聞いたときは、その後該当市町村から送信されるメールに留意し、送信されたメールが「訂正」とされているかどうか確認した上で受信した旨を発声する。「訂正」とされていない場合には、市町村連絡票を記入し、調整係に回付すること。

②県端末班から確認後の処理票の回付を受けたときは、フロッピーに保存し、メール送信係に回付する。

③作成した市町村連絡票は、回付中の処理確認票に添付(ホッチキス綴じ)して回付することとする。

イ オンライン不通時

(ア) 代行入力用端末は、ア(ウ)による。ただし、各代行端末のデータ受信状況を勘案して、調整係が指示する。

(イ) 代行入力を行う班は、操作説明書に従い該当市町村の代行入力環境を作成し、調整係から回付されたファクシミリにより入力する。この場合、1名が読み上げ、1名が入力することとし、入力後に印刷して、2名で確認する。

保存は入力確認ができてから行うこと。

保存作業は、「C:\Senkyo\SenkyoData\」（代行入力する市町村名）」の下の各データ種類フォルダ内にある最新の履歴番号ファイルを「G:\Inputcsv」に複写することによって行うこと。

ウ 公表用帳票等の作成

(ア) 投票及び開票速報の時間別公表時刻の5分前（比例代表の開票速報については、10分前）には保存作業を一旦中断し、帳票の印刷及び県計ファイルの作成を行うこと。

原則として、代行端末1でCSVファイルのフロッピーの作成、代行端末2でエクセルファイルのフロッピーの作成、代行端末3で印刷作業を行うこと。フロッピー作成や印刷作業を行った際には、「〇〇時〇〇分現在（最終確定）、選挙区（比例代表）投票（開票）速報を保存（印刷）しました。」と発声すること。印刷作業は、代行端末2でフロッピーへの保存作業が終了したファイルから順次行うこと。

エクセルファイル作成の際には、発表時間を入力する必要があるので注意すること。

(イ) 作成した県計ファイルのフロッピーは、メール送信係にそれぞれ回付する。

(ウ) 印刷又はファイル作成を行う帳票は、次のとおりとする。

①印刷帳票（公表時間に合わせて印刷するもの）

- ・選挙区投票結果（選挙区・様式1）
- ・比例代表投票結果（国内+在外）（比例・様式1-1）
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）（選挙区・様式2）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）（比例・様式2、3、4）

②作成ファイル

(i) 速報受信時に随時作成するもの

- ・選挙区投票結果（市町村別）CSV
- ・選挙区開票状況（市町村別）CSV
- ・選挙区開票結果（市町村別）CSV
- ・比例代表開票結果（市町村別）CSV

(ii) 公表時間に合わせて作成するもの

CSVファイル	①選挙区投票結果（県計）CSV ②比例代表投票結果（市町村別、県計）CSV ・フロッピーディスクは、「比例・投票」のフォルダごと作成すること ③選挙区開票状況（県計）CSV ④選挙区開票結果（県計）CSV（*全市町村が確定した場合のみ作成） ⑤比例代表開票結果（県計）CSV
エクセルファイル	①選挙区投票結果 ②比例代表投票結果（（国内+在外）、（国内）、（在外）） ③選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧） 〔④選挙区開票結果（開票区別投票総数）（*全市町村が確定した場合のみ作成）〕 ⑤比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、 名簿登載者の得票総数の政党等別一覧） 〔⑥比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）〕 （*全市町村が確定した場合のみ作成）

【県端末班】

ア 通常処理

(ア) 第1班の発声によりメールの受信が判明したらすぐに、受信したデータに異常がないか確認する。異常がなければ、「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）投票（開票）速報、異常ありません。」と発声し、処理確認票を代行端末班に回付する。

(イ) データの異常が発生した場合は、「〇〇市（町村）、選挙区（比例代表）投票（開票）速報、データ異常です。」と発声し、該当データの確認を行う。市町村連絡票を調整係に回付し、調整係が市町村委員会に連絡して内容を確認する。

イ 訂正報

- (ア) 市町村から訂正報のメールを受信した場合は、サーバの画面で該当市町村のデータを開き、2人1組で読み合わせを行い、受信したファクシミリと内容が同じであることを確認する。
- (イ) 内容が確認できれば、処理確認票を第2、3班に回付する。内容が一致していなければ、調整係に連絡し、市町村委員会に確認すること。

ウ 集計作業

- (1) 中央選管への定時報告は、次のとおり。
- 投票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告すること。
比例区選挙・・・確定次第報告すること。
- 開票速報 選挙区選挙・・・確定次第報告すること。
比例区選挙・・・23時から1時間おきであること。(定時の5分前には送信すること)
- (2) 報告は、報告用のファイルを作成し、送信することにより行う。
- (3) 作成するファイルは、次のとおり
- ・選挙区投票結果(選挙区・様式1)
 - ・比例代表投票結果((国内+在外)、(国内)、(在外))(比例・様式1-1、1-2、1-3)
 - ・選挙区開票状況(候補者別開票区別得票数一覧)(選挙区・様式2)
 - ・選挙区開票結果(開票区別投票総数)(選挙区・様式3)
 - ・比例代表開票状況(総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、名簿登載者の得票総数の政党等別一覧)
(比例・様式2、3、4)
 - ・比例代表開票結果(名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数)(比例・様式5、6)
- (4) 県端末班は、報道各社への定時公表を総括する。
- 定時公表の時間は次のとおりであること。
- ア 投票速報
- ・選挙区選挙……………20時40分から30分おきに公表すること。(5分前作業)
 - ・比例代表選挙……………投票結果がまとまり次第、公表すること。
- イ 開票速報
- ・選挙区選挙……………21時40分から30分おきに公表すること。(5分前作業)
 - ・比例代表選挙……………23時から1時間おきに公表すること。(10分前作業)
- ウ 21時40分以前に報告された開票確定報については、市町村個票のファイル作成に合わせて、その都度帳票の印刷も行う。
- エ 公表した後、次の公表時刻までに市町村からの開票速報が入らない場合は、その公表時刻における公表はしないこととする。

メール送信係

【市町村個票の公表】

市町村個票のCSVファイルをメール送信によって報道各社への発表を行うものであること。

- ア 電算係から市町村個票のフロッピーディスクの回付を受けたときは、メール送信システムにより、事前に登録された各報道機関のアドレス宛にメール送信すること。
- イ 発表するデータは、電算係から回付される次のデータとする。

CSVファイル

- ・選挙区投票結果(市町村別) CSV
- ・選挙区開票状況(市町村別) CSV
- ・選挙区開票結果(市町村別) CSV
- ・比例代表開票結果(市町村別) CSV

ウ 一度使用したフロッピーディスクは、印を付けて廃棄すること。(使用済みフロッピーは、使用しないこと)

エ 投票速報のメール送信が完了した処理票は、県端末班に回付する。

オ 電算係からフロッピーにデータ保存済みの処理票を受けたときは、メール送信係がメールにより報道へ送信する。このとき、メール名は、「選挙区（比例）投（開）、市町村名、【訂正】（○）」（○は、県集計票の訂正回数）とし、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。

【県集計票の公表】

ア 定時の発表の際に電算係から回付された次の県集計票を報道にメールにより送信する。

CSVファイル

- ・選挙区投票結果（県計）CSV
- ・比例代表投票結果（市町村別、県計）CSV
- ・選挙区開票状況（県計）CSV
- ・選挙区開票結果（県計）CSV（*全市町村が確定した場合のみ）
- ・比例代表開票結果（県計）CSV

エクセルファイル

- ・選挙区投票結果
- ・比例代表投票結果（（国内＋在外）、（国内）、（在外））
- ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）
- ・選挙区開票結果（開票区別投票総数）（*全市町村が確定した場合のみ作成）
- ・比例代表開票状況（総括表、得票総数の開票区別政党等別一覧、
名簿登載者の得票総数の政党等別一覧）
- ・比例代表開票結果（名簿登載者の得票総数の開票区別一覧、開票区別投票総数）
（*全市町村が確定した場合のみ作成）

送信後、エクセルファイルのフロッピーディスクをホームページ担当に回付する。

イ 全市町村が確定した後に、訂正報があった場合の送信メールは、「選挙区（比例）・投（開）確定【訂正】○」（○は、県集計票の訂正回数）とし、調整係から回付されたファクシミリで訂正内容を確認した上で、送信文に訂正箇所、訂正前数字、訂正後の数字、訂正理由を書き込んで、送信することとする。

（例）公明党得票数 205→105、 共産党得票数 105→205 理由：入力ミス
訂正報のメール送信を完了したときは、調整係に発表した旨の連絡を行うこととする。

ホームページ担当

メール送信係からエクセルファイルのフロッピーディスクの回付を受けたとき、ノーツに接続した端末でホームページ用データを作成し、更新する。

発表係

- （1）発表は、県政記者室で行うものであること。
- （2）発表するデータは次のデータとする。
 - ・選挙区投票結果【選挙区・様式1】
 - ・比例代表投票結果（（国内＋在外）【比例・様式1-1】
 - ・選挙区開票状況（候補者別開票区別得票数一覧）【選挙区・様式2】
 - ・選挙区開票結果（開票区別得票総数）【選挙区・様式3】
 - ・比例代表開票状況（総括表）【比例・様式2】
 - ・比例代表開票状況（得票総数の開票区別政党等別一覧）【比例・様式3】
 - ・比例代表開票状況（名簿登載者の得票総数の政党別一覧）【比例・様式4】
- （3）県政記者室へ提供する書類はすべてB4版に拡大複写すること。
- （4）時間別投票速報（県計集計表）（投票結果を含む。）

ア 電算係（代行端末第3班）が「選挙区投票速報（結果）、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「選挙区投票速報（結果）、〇〇時〇〇分（の訂正）印刷できました。」と発声する。

イ 表の右上にある「時分発表」の空白の欄に時間を記入して（訂正の場合は帳票右肩に「訂正報」印を押した上で）帳票を17部コピー機で複写し、県政記者室に持ち込み、「選挙区投票速報、〇〇時〇〇分（の訂正）です。」と発声し、配布する（報道関係者用15部、広報課用1部、選挙事務局長用1部）。

ウ 選挙区において投票結果が確定した際の処理

電算係が「選挙区投票結果、〇〇時〇〇分確定分印刷します。」と発声したら、プリンターへ行き、帳票の打ち出しを確認し、「選挙区投票結果、〇〇時〇〇分確定分印刷できました。」と発声する。帳票右肩に「確定報」印を押した上で部数をコピーして配布すること（帳票が2枚以上になる場合には、すべての帳票に印を押すこと）。

エ 配布する帳票が2枚以上になる場合には、クリップで留めること。

オ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。

(5) 時間別開票速報（県計集計表）（開票結果を含む。）

ア 定時の開票速報については、(4)ア、イと同様の処理を行うこと。

比例代表については、毎時55分の帳票印刷となること。

イ 開票結果が確定した際には、(4)ウと同様の処理を行うこと。

ウ 処理終了後、原稿を時間順に整理しておくこと。

(6) 訂正報の電話があった場合、調整係に呼ばれるので、訂正市町村名、訂正する速報の別（投票または開票）を確認し、「〇〇市（町村）投票（開票）結果訂正報入ります。」と記者室に第一報を入れる。

訂正報については、調整係から回付されたファクシミリを17部複写し、調整係がメールにより公表したのを確認してから発表する。

(7) 選挙区及び比例代表の開票速報において、全市町村が確定した後に、訂正報が入った場合には、調整係の指示により、報道機関あて訂正報が入る旨を広報課のファクシミリにより一斉送信したあと、県集計表に修正箇所を明記したものを17部複写して発表する。

調整係

【集計作業】

ア 選挙区

公表の定時5分前となったら、「〇〇時〇〇分現在（最終確定）選挙区投票（開票）状況（結果）、確定処理してください。」と発声し、電算係に集計作業開始を指示する。

イ 比例代表

中央選管への定時報告の10分前となったら、「〇〇時〇〇分現在（最終確定）比例代表投票（開票）状況（結果）、確定処理してください。」と発声し、集計作業開始を指示する。

【県サーバ異常時】

(1) 市町村から受信したメールの件名と添付ファイル名に不突合が生じるなどの理由により、県サーバで異常が確認されたら、県端末班から市町村連絡票を受け取り、市町村委員会に電話で内容を確認し、処理方法を指示する。

(2) 市町村委員会への指示後は、市町村連絡票へ処理済みである旨を記入し、処理確認票へホッチキスで添付し、県端末班へ回付する。

【訂正報の処理】

(1) 受信用ファクシミリ等

ア 市町村からのオンライン不通時の帳票の受信に当たってのファクシミリ区分は、次のとおりであること。

0857-26-4682、22-7016

イ 報告用の電話は、次の電話とする。

0857-26-7059

(2) 訂正報の電話があったときは、指導係及び発表係を呼び、当該市町村の処理状況を確認し、処理票を回収して、訂正報処理票を記入して添付する。また、指導係の確認を得た上で、発表係に第一報を行うことを指示する。

(3) ファクシミリを受信した後に、電話による報告を受信したときは、訂正箇所及び訂正数値を電話により確認し、

訂正理由を記入して、2部複写し、1部を発表係、1部は、訂正報処理票を添付した処理確認票に併せて県端末班に回付すること。

なお、訂正前の報告数字については、公表用の県集計票により確認した上で、聞き取りすることとし、訂正理由については、指導係長の指示を仰ぐこととする。

- (4) 市町村委員会は、ファクシミリを送信した後速やかに電話連絡を行うこととなっているが、県委員会がファクシミリを受信したにもかかわらず電話報告がない場合には、県委員会から連絡することとし、前項と同様の内容を確認すること。
- (5) ファクシミリデータとファイルのデータが一致しない旨県端末班から報告があった場合には、市町村に確認を行う。
なお、電話連絡を受けてから5分を経過してもオンラインにデータが受信されない場合には、市町村委員会に督促し、速やかに送信出来ない理由を確認しておくこと。
- (6) 既に県計が確定した速報について、訂正報が入ったときは、発表係に報道各社への連絡を指示するとともに、訂正報のファクシミリを1部複写してメール送信係に回付する。

【オンライン不通時の処理】

- (1) 受信用ファクシミリ等
ア 市町村からのオンライン不通時の帳票の受信に当たってのファクシミリ番号は、訂正報と同じとする。
イ 報告に使用する電話番号は、訂正報と同じとする。
- (2) オンライン不通の連絡があった場合は、市町村連絡票に記入し、既にファクシミリを受信している場合には、発受信者間でファクシミリデータを読み上げ確認し、最後に発信者、受信者の氏名を相互に呼称して記入する。
- (3) 電話報告を受けた際にファクシミリを受信していない場合には、市町村連絡表を作成した後、一旦電話を切り、電算係・県端末担当に口頭で連絡する。
ファクシミリを受信後に再度データ確認のため電話をかけるものとする。
電話を受けてから5分を経過してもファクシミリが到着しない場合には、再度別のファクシミリへの送信を依頼する。
- (4) ファクシミリの内容が確認された時は、市町村連絡票を電算係・県端末担当に回付する。

【無効投票内訳】

- (1) 無効投票内訳の受信に使用するファクシミリは、オンライン不通時に使用するものと同じものとする。
- (2) 無効投票内訳をファクシミリで受信したときは、全ての速報が受信されているのを確認した上で、指導係に回付すること。
県端末班のチェックリスト等により速報の未受信が確認された時は、市町村委員会に連絡し、データの送信を依頼するとともに、送信後に再度無効投票内訳についてファクシミリを送信するように依頼することとする。

【当日有権者数の確認】

- (1) 選挙区投票速報の県集計票が発表係から回付されたときは、投票日当日午前9時に報告を受けた当日有権者数とオンラインにより速報された当日有権者数とを比較し、指導係長と協議の上、必要と認めるときは、市町村委員会に変更理由を確認することとする。

【解除連絡】

全ての作業の終了が確認され次第、市町村委員会に解除連絡を行う。